

障害者差別解消の推進に係る区の実施について

1. 周知・啓発活動

(1) 区職員に対する研修の実施

① 平成29年度入区職員に対する研修

「区の福祉（障害者差別解消について）」平成29年5月実施

② 一般職員等に対する研修

「ダイアログ・イン・ザ・ダーク ショーケース in 文京」平成29年11月実施

一切の光が遮断された空間で視覚障害者のアテンドスタッフによる案内を受けて、様々な体験を行う「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」を区民向けに開催し、職員に対する研修も同時開催した。

(2) 関係団体、機関、区内企業に対してパンフレットの配付による周知・啓発

「障害者差別のないまちは 誰もが暮らしやすいまち」

(主な配付先)

庁内各課、区立施設、関係団体（民生委員等）、区内障害福祉関係事業所（約82ヶ所）、区内企業（約2400ヶ所）等

(3) 様々な年代に対してグッズの配付による周知・啓発

- ・かるた「文京区すけだちくんかるた」、かるた解説書
- ・点字付クリアファイル
- ・カレンダー：「文京区すけだちくんカレンダー」

(主な配付先)

区立小学校・中学校・保育園・幼稚園、区内私国立小学校・幼稚園・保育園、区内大学、食品衛生講習会、障害者団体、区内企業（不動産、金融機関等）

※あわせて「心のバリアフリーハンドブック」も配付

(4) 広報媒体（区報・CATV）での周知・啓発

- ・区報：平成29年11月10日号
- ・CATV：平成29年12月6日放送

くらしの情報室「すべての人が安心して暮らせる共生社会をめざして」

2. 環境の整備

(1) 区役所内のコミュニケーション支援

- ・手話ができる職員を配置

(配置先) 障害福祉課、障害者就労支援センター、障害者基幹相談支援センター

- ・コミュニケーション支援アプリを登載したタブレットの導入（区主催の会議・講演等）
- ・筆談ボード・拡大鏡・杖ホルダーを各課・出先機関等へ配付

(2) 点字プリンターの設置（区が作成した文書等）

(3) 移動型磁気ループの設置（区主催の会議・講演会等）

周知啓発用パンフレット



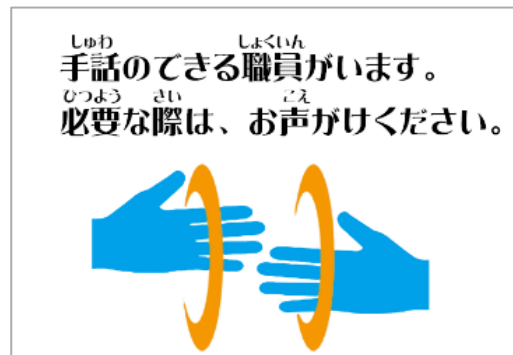
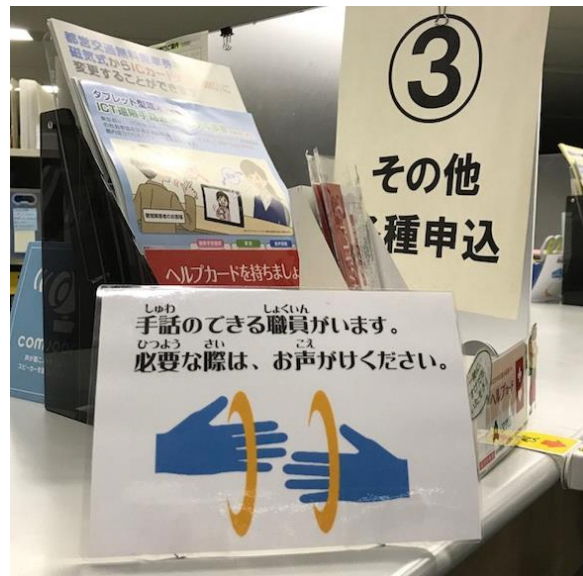
かるた・カレンダー・点字付クリアファイル



筆談ボード・拡大鏡・杖ホルダー



窓口に案内を表示（筆談ボード・手話）



※職員が在席している間のみ